

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和4年9月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）ラ・ムー長浜店 長浜市祇園町字ハタチ 337 番 1 ほか
- 2 意見の概要 長浜市からの意見
 - (1) 早朝および夜間の騒音発生に注意してください。
 - (2) 長浜市中高層等建築物に関する指導要綱（平成18年長浜市告示第122号）の届出が必要です。
 - (3) 長浜市屋外広告物条例（平成23年長浜市条例第45号）に定める第5種地域です。許可申請を要します。
 - (4) 周辺の交通環境保持に留意するとともに、通勤、通学時間帯における搬出入には十分注意してください。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
 - (2) 縦覧期間 令和4年9月2日から令和4年10月3日まで